

第74回国民体育大会近畿ブロック大会奈良大会宿泊等業務 幹旋事業者選定にかかるプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「第74回国民体育大会近畿ブロック大会奈良大会」（以下、「当大会」という。）を開催するにあたり、以下の業務を幹旋する者をプロポーザルにより選定するための必要事項を定めるものです。

2 幹旋する業務の概要

- (1) 当事業の名称 第74回国民体育大会近畿ブロック大会奈良大会宿泊等業務
- (2) 幹旋業務の内容 第74回国民体育大会近畿ブロック大会奈良大会宿泊等業務仕様書のとおりとします。
詳細については、(公財)奈良県体育協会のホームページに掲載します。

<http://www.nara-sports.or.jp/>

3 募集期間

平成30年11月1日（木）から平成30年11月26日（月）

受付時間

上記期間の土曜日、日曜日を除いた日の午前9時00分から午後4時45分まで

4 プロポーザル参加書の提出及び参加資格について

当事業のプロポーザルに参加しようとする者は、平成30年11月16日（金）午後4時45分まで（必着）に、プロポーザル参加書および誓約書を提出（FAX）してください。期限までに提出のなかった場合は不参加とします。

参加資格は次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則

第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 銀行の取引停止、又は差し押さえを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 参加意向申出書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置、又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加有資格者であること。
- (9) 企画提案書提出時点において、奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目Q7（諸サービス ④（旅行業））を主たる業種とし、県内に営業所等を置く者で、スポーツ大会の宿舎手配等の業務を実施した実績のある者であること。
- (10) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約したとき。

キ 本契約に係る下請契約等にあたって、アからオのいずれかに該当する者とその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、契約の相手方に対して請負契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

5 参加資格の確認及び確認結果の通知について

提出された参加書の内容を事務局において確認し、11月19日（月）午後4時45分までに確認結果をFAXにより通知いたします。

6 質問の受付及び回答について

当事業について、質問のある場合は下記期間中に文書（郵送、FAX）にて、提出してください。口頭での質問には回答いたしかねます。なお、質問に対する回答は、取りまとめのうえ、（公財）奈良県体育協会のホームページに掲載します。

（1）質問受付期間 平成30年11月1日（木）から9日（金）まで

（2）質問回答 平成30年11月14日（水）まで

7 プロポーザル参加申請書の提出について

適正な参加資格を有することが確認された者は、プロポーザル参加申請書（別紙様式1～9）をA4版縦型15枚以内にまとめ、平成30年11月26日（月）午後4時45分まで（必着）に、下記あて原本1部、写し5部を持参または郵送（配達証明付きの郵便に限る。）で提出してください。

《提出先》 「11 提出・問い合わせ先」を参照してください。

8 プレゼンテーション

提出されたプロポーザル参加申請書により、下記のとおりプレゼンテーションを行います。

（1）日時 平成30年12月 4日（火） 後日、時間を指定します。

（2）場所 奈良市登大路町36番地2
奈良商工会議所 3階 301会議室

（3）方法 持ち時間は1社につき30分程度とし（説明20分、質疑10分）、提出されたプロポーザル参加申請書に基づき説明を行ってください。

（4）注意事項 ・1社からの参加人数は3名までとさせていただきます。
・プレゼンテーションは総括責任者が行ってください。

9 審査方法および結果の通知について

(1) 提出された書類は、当協会において下記の審査項目について審査を行います。審査経過については公表しません。また、審査結果についての異議申立は受け付けません。

- ① 会社の概要
- ② 事業実施の組織体制
- ③ 過去の事業実績
- ④ 大会期間中の対応計画
- ⑤ 宿泊等施設の選定計画
- ⑥ 宿泊等申込みの手順等
- ⑦ 宿泊等施設との連携
- ⑧ 競技種別毎の配宿計画
- ⑨ 選手輸送計画（宿舎～競技会場）
- ⑩ 宿泊時の緊急医療体制
- ⑪ 昼食調達計画
- ⑫ 精算事務の処理手続き方法

(※評価内容は別紙参照)

(2) 審査の結果は、平成30年12月6日（木）付けで申請書の提出のあった全社に通知します。

10 その他

- (1) 選定された社と当協会の間で、当業務委託の詳細について協議を行います。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は、参加社の負担とします。また、提出された書類は返却しません。
- (3) 提出書類の個人情報は、本件審査の目的のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

11 提出・問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

公益財団法人奈良県体育協会 担当：福辺、矢尾

TEL：0742-22-5791 FAX：0742-22-5795